# 7 外国人の子どもの就学状況に係る調査結果

調査期間 : 平成21年8月1日~平成22年1月31日 調査協力市: 桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市の7市

上記7市の公立小中学校には、県全体の日本語指導が必要な外国人児童生徒の93%が在籍している。

(平成21年9月1日時点)

調査対象 外国人登録者のうち、義務教育の就学年齢にある子ども

調査対象から、公立学校、外国人学校等に就学している子どもを除き、就学状況が不明の子どもを戸別訪問 調査方法

の対象とした

の子どもの外国人登録上の居住地に、母語が話せる調査員14名(県が雇用し、各調査協力市に2名ずつ

配置) が戸別訪問等を行い、就学状況を調査した、その際、子ども本人又は保護者と面会できるまで複数回に

渡り訪問を実施した

# 1 調査結果の概要

平成22年1月31日までの調査結果の概要 数値は子どもの人数 ( )内は調査対象者(3,330人)に対する割合

#### (1) 調査の状況

ſ			就	学者			戸別訪問を実施す	
	(区分)	調査対象者	公立学校等 1	外国人学校等 2		戸別訪問を実施し た子ども	る予定の子ども (平成22年2月1日以降)	
	人数(割合)	3,330	2,229(66.9%)	204( 6.1% )	897( 26.9% )	897	0	

(注) 1 公立学校等: 国·公·私立小·中·特別支援学校(小中学部)

2 外国人学校: 我が国に居住する外国人を対象として我が国の小学校・中学校等の段階に相当する教育を行う施設

# (2) 戸別訪問による調査結果

(区分)	不就学となって いた子ども 3	転居·出国等 4
人数(割合)	19( 0.6%)	878( 26.4% )

(注) 3 不就学となっていた子ども、公立学校等及び外国人学校等のいずれにも就学していなかった子ども

4 転居・出国等・戸別訪問の結果、転居・出国等により居住の実態がないことが確認された子ども

## (3) 上記(2)の「不就学となっていた子ども」の就学支援後の状況(平成22年1月31日時点)

(区分)	就学	帰国	不就学
人数	8	4	7

### (4) 上記(2)の「不就学となっていた子ども」の国籍

(区分)	ブラジル	ペルー	中国	韓国·朝鮮	フィリピン	インドネシア	タイ	ベトナム	その他	合計
小·1相当	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
小·2相当	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
小·3相当	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
小・4相当	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
小·5相当	1	0	0	0	2	0	0	0	0	3
小·6相当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生計	7	0	0	0	3	0	0	0	0	10
中·1相当	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2
中・2相当	2	0	0	0	1	0	0	0	0	3
中・3相当	3	0	0	0	1	0	0	0	0	4
中学生計	6	0	0	0	3	0	0	0	0	9
合計	13	0	0	0	6	0	0	0	0	19

#### (5) 上記(2)の「不就学となっていた子ども」の不就学の期間

(区分)	6ヶ月未満	6ヶ月~1年未満	1~2年未満	2~3年未満	3~4年未満	4年以上	合計
小·1相当	1	1	0	0	0	0	2
小・2相当	2	1	0	0	0	0	3
小·3相当	1	0	0	0	0	0	1
小・4相当	1	0	0	0	0	0	1
小·5相当	3	0	0	0	0	0	3
小·6相当	0	0	0	0	0	0	0
小学生計	8	2	0	0	0	0	10
中·1相当	2	0	0	0	0	0	2
中・2相当	1	2	0	0	0	0	3
中・3相当	3	1	0	0	0	0	4
中学生計	6	3	0	0	0	0	9
合計	14	5	0	0	0	0	19

### (6) 上記(2)の「不就学となっていた子ども」の不就学の理由(複数回答)

ア 学校へ行くためのお金がないから

ウ すぐに母国に帰るから

オ 勉強がわからないから

学校へ行くといじめられる等するから

ケ 学校へ行かなくて良いと考えているから

サその他

イ 日本語がわからないから

エ 母国の学校と生活や習慣が違うから

カ 仕事・アルバイトをするから

ク 友達ができないから

コ 兄弟姉妹の世話をするから

(区分)	ア	イ	ウ	Н	オ	カ	+	ク	ケ	П	サ	合計
小·1相当	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4
小·2相当	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
小・3相当	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
小·4相当	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
小·5相当	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	3
小·6相当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生計	2	2	3	1	0	0	1	0	2	0	1	12
中·1相当	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	2
中・2相当	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	5
中・3相当	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	6
中学生計	4	2	2	0	0	0	0	0	2	0	3	13
合計	6	4	5	1	0	0	1	0	4	0	4	25

<sup>「</sup>サ その他」の理由

- ・両親の仕事の都合で、就学の手続きの時間をとることが困難 ・プラジル人学校への就学を予定 等

# 2 成果と課題

### (1) 成果

・戸別訪問を中心とした聞き取り調査を実施することにより、不就学となっている外国人の子どもたちの実態をより正確に把握することが できた。

- ・7市で同時期に調査を実施することにより、広域的に詳細な状況を把握することができた。 ・調査とともに就学の案内や相談等の就学支援を行うことにより、就学に至った子どもたちがあった。
- ・母語を話すことができ、地域に在住する調査員を雇用することにより、外国人の保護者が相談しやすく、就学支援のための情報を正確 に伝えることができた。
- ・調査の過程で当該市に外国人登録をせず居住していることが確認された子どもについても、就学支援を行うことができた。

### (2) 課題

- ・不就学になっている外国人の子どもたちの就学を促進するため、家庭への就学の案内や保護者等からの相談への対応等就学支援を -層充実する必要がある。
- ・日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍状況が広域化・流動化しており、外国人の子どもの就学状況を継続的に把握する必要が ある。
- ・外国人登録された住所地に居住の実態がない子どもについて、就学の状況を把握することは現状では難しい。ただし、新たな在留管理制度の実施(平成21年7月公布、3年以内の政令で定める日から施行。法務大臣が外国人の在留管理に必要な情報を一元的、継続 的に把握する制度。)により、居住実態の把握が可能となり、就学支援の一層の充実が期待される。
- ・外国人の子どもたちの就学を促進するため、外国人学校等との連携を図る必要がある。

## 3 今後の対応

調査結果を踏まえ、平成22年度は、母語が話せる調査員7名を雇用し、以下の取組を重点的に進める。

- ・不就学となっている外国人の子どもの就学の促進を図る。
- ・家庭への就学の案内や保護者等からの相談への対応等就学支援を充実する。 ・学校や初期適応指導教室等における日本語指導や学校生活への適応指導の取組を支援する。
- ・今後の新たな在留管理制度の実施を踏まえ、就学支援の一層の充実を図る。
- ・外国人学校等との連携を図る。